

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

## 5月7日(木)以降の保育所等の利用について(事前周知)

現在、本市からの「緊急事態宣言による保育所等の利用について(お願い):4月16日付」に基づき、5月6日(水)までの間、保育所等への受け入れ対象家庭の制限を要請させていただいているところです。

保護者の皆様には、大変なご負担をおかけいたしておりますが、多大なるご協力により保育規模の縮小が図られ、保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながっております。心より感謝申し上げます。

さて、今回の要請期間は、緊急事態宣言の終期である5月6日(水)までとさせていただきますが、本市の状況はまだ予断を許さない状況が続いており、要請期間の延長も想定されます。

つきましては、5月7日(木)以降の対応について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

**当面の間は、現在の体制(詳細は、下記「現在の要請の内容」を参照)を延長します。**

**なお、方針が大きく変更された場合は、改めてご連絡いたします。(その際においても、一定の準備期間が必要となります。)**

※ 延長する期間については、保育料の日割り減額、「小学校休業等対応助成金」などを継続します。

### 【現在の要請の内容】

どの業種・家庭についても、可能な限り、休暇を取得したり、親族等の協力を得たりして、延長・夜間等も含め施設の利用を控えてください。以下の通り、お預かりする対象となる家庭を制限します。

(1) 両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭

・医療従事者      ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者

(2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭(他の親族等にも依頼できない場合)

に限り受け入れる。

### 【お問い合わせ先】

子ども家庭局

保育所等 (保育課 582-2412)

放課後児童クラブ (子育て支援課 582-2410)

幼稚園・認定こども園 (幼稚園・こども園課 582-2550)

## 「医療従事者への支援のための緊急保育事業」

### 1 概要

医療従事者が、保育所等に安心して子どもを預け、業務に従事できる環境を整備し、医療提供体制を維持するため、医療従事者の子どもが通う保育所等が臨時休園した場合など、これまで通っている保育所等に預けることが困難になった場合に、医療従事者等の子どもを緊急保育する体制を確保するもの。

### 2 受入対象

市内の保育所等に通園している医療従事者等の子どものうち、下記に該当する場合

- (1) 子どもが通う保育所等が、新型コロナウイルス感染症により、臨時休園となった場合(対象児童が、罹患者及び濃厚接触者に該当する場合を除く)
- (2) その他、これまで通っている保育所等に預けることが困難となった場合など、市が認める場合

### 3 緊急保育を行う場所

子育てふれあい交流プラザ	小倉北区浅野3丁目8-1
子どもの館	八幡西区黒崎3丁目15-3

### 4 緊急保育の期間

令和2年5月2日から、当面の間、必要に応じ実施

### 5 緊急保育の運営体制

- ・市の直営保育所等の保育士を配置。
- ・受入時間 7時～19時
- ・給食等 給食、おやつ、飲み物、着替え、紙おむつは提供しない
- ・保育料 徴収しない

※ 緊急保育の利用を希望する場合、現在、通っている保育所等または子ども家庭局保育課に、ご相談をお願いします。

【お問い合わせ先】  
子ども家庭局保育課  
582-2412